

平和文化研究 第40集 (2019年5月)

散逸する長崎の歴史資料

～公文書館設立への提言～

四條 知恵

長崎総合科学大学

長崎平和文化研究所

散逸する長崎の歴史資料

～公文書館設立への提言～

四條 知恵

概要

本稿では、長崎県・市などの地方公共団体に関わる歴史資料及びそれらの収集・保存・整理・公開を担う公文書館、文書館などのアーカイブズ機関の重要性を確認するとともに、歴史資料をめぐって先行する広島取り組みと比較することで、現在の長崎における歴史資料の管理をめぐる課題を提示し、アーカイブズ機関の必要性を提言する。

目次

1. はじめに	81
2. 地域における歴史資料とアーカイブズ機関の重要性.....	82
2.1 公文書	82
2.2 地域資料	82
2.3 アーカイブズ機関	83
3. 長崎における歴史資料の現状	84
3.1 散逸する長崎の歴史資料	84
3.2 アーカイブズ機関が作られなかった理由	85
4. おわりに～公文書館設立への提言～	87
注.....	88
参考文献.....	88

1. はじめに

2019（平成 31）年度の長崎市の施政方針には、「長崎市は、450 年前の開港以来、国内外から多くの方が訪れ、交流することで栄えてきました。交流の歴史に培われた多くの個性を守り、大切にしながら、時代の変化にあわせた新たな交流を創造して歴史を刻み、未来につないでいかねばなりません」と述べられ、同年度の長崎県重点戦略においても「各地域が持つ豊かな自然や歴史、文化といった地域資源を生かした地域づくりを推進し」

とあるという文章が記されている。「博物館冬の時代」とも呼ばれる中、2005（平成 17）年には、長崎県美術館、県・市が共同で設置・運営する長崎歴史文化博物館が相次いで開館し、2018（平成 30）年 11 月には、出島を往時の姿に復元する出島復元整備事業の一環として出島表門橋が開通。秋篠宮夫妻やオランダ王室のローレンティン妃も列席して、完成記念式典が開かれた。長崎市が 2015（平成 27）年 10 月に策定した「長崎市歴史文化基本構想」の序では、「特異な環境や歴史・文化が生み出した、

風土、景観、多種多様な歴史・文化の遺産が、各地に保存・継承されており、まち全体が醸し出す文化の厚みや深みは、本市をより魅力的なまちにしております³⁾と謳われている。確かに、長崎市域では、地方公共団体による歴史や文化を前面に打ち出す取り組みが、盛んに行われてきた。しかし、歴史資料に目を転じると、特に公文書を含む近現代の資料について、同様に原爆被害を受けた広島と比較してのみならず、日本国内においても収集・保存・整理・公開に後れを取っている現状がある。

本稿は、長崎の歴史資料の収集・保存・整理・公開をめぐる課題を提示し、今後のアーカイブズ機関^{注1)}の有り様を提言することを目的とする。なお、本稿では、長崎県・市などの地方公共団体に関する歴史資料（公文書、地域資料）に着目し、時代としては近現代、わけても昭和期の原爆被害に関わる資料を中心に取り上げる。

2. 地域における歴史資料とアーカイブズ機関の重要性

以下では、長崎県・市などの地方公共団体に関わる歴史資料を公文書とそれ以外の地域に関わる資料（以下、地域資料）に分け、同資料及びそれらの収集・保存・整理・公開を担う公文書館、文書館などのアーカイブズ機関の重要性を確認する。

2.1 公文書

公文書に関して、国は、1987（昭和62）年に公文書館法、1999（平成11）年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、情報公開法）、2009（平成21）年には「公文書等の管理に関する法律」（以下、公文書管理法）を公布している。なお、4年後の2014（平成26）年に「特定秘密の保護に関する法律」が施行され、公文書の収集・保存・整理・公開について重要な問題を惹起しているが、その点については他稿に譲ることとする。

公文書管理法の第一条には、以下のように記されている。

国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等^{注2)}が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念のっとり、公文書等管理に関する基本事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

ここで公文書は、「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」であり、国等の諸活動を「現在及び将来の国民に説明する責務」を果たすために必要な資料であると定義されている。なお、地方公共団体については、同法第三四条に「地方公共団体は、この法律の趣旨のっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と記載されている。公文書管理法の対象は主に国であり、地方公共団体には努力義務が課されるのみであるが、ここに記された公文書の理念は、長崎県・市などの地方公共団体においても、重要なものである。健全な地方自治の根幹を支える現在及び将来の地域住民共有の知的資源として、公文書は必要なのである。

2.2 地域資料

地方公共団体に関わる主要な歴史資料群には、今一つ、都道府県や市町村による自治体史編纂事業による収集資料がある。青木祐一は、自治体史編纂事業が、日本において最も一般的にアーカイブズ機関が設置される契機となったと指摘している。自治体史編纂時に収集した資料を核として、地域資料及び公文書を所蔵する多くのアーカイブズ機関が設置されてきた⁴⁾。

長崎における自治体史としては、早くは大正から昭和をまたいで編纂された『長崎市史』⁹⁾や昭和30年代には『長崎県史』⁹⁾、近年も『新長崎市史』⁹⁾などが発行されている。また、特に原爆被害を扱ったものとして、1970～80年代にかけて編纂された『長崎原爆戦災誌』⁸⁾がある。長崎県及び長崎市は、長年に亘り予算と労力を割いて地域の歴史を記述し、これらの編纂にともない、多くの古文書を含む地域資料を収集してきた。公文書とは資料の性格が異なるが、これらの地域資料も長崎の地域の歴史を豊かにする地域住民共有の知的資源であり、本来、個人情報に関わる部分を精査したうえで、保存・整理・公開されるべきものである。

地域住民共有の知的資源という言葉を使用してきたが、長崎では古くから海を介した諸国との交流が行われ、近現代における原爆被害は、戦争の世紀と呼ばれる20世紀を代表する歴史的な出来事の一つである。長崎の歴史に関わる公文書と地域資料は、長崎に居住する地域住民のみならず、長崎の歴史に興味を持つ人々の共有財産ともいえる。また、長崎という地域を対象とする学問の世界においても、歴史学にとどまらず、全学問分野を横断する基礎資料の一つである。

2.3 アーカイブズ機関

公文書と地域資料を知的資源たらしめるのが、歴史資料を収集・保存・整理・公開する仕組みである。収集・保存と公開の両輪、その間をつなぐ整理という仕組みが整って初めて、歴史資料は活きる。そのために必要となってくるのが、この一連の作業を担う公文書館や文書館などのアーカイブズ機関である。以下では、広島県立文書館を例に、これらのアーカイブズ機関が、地域の中でどのような役割を果たしているのかを見ることとする^{注3}。本稿の主題とする昭和期以降の歴史資料の収集・保存・整理・公開について、広島の取り組みを概観することで、長崎における課題を明確にしたい。広島には公文書に関連して広島市公文書館、広島県立文書館^{もんじょかん}、広島大学文書館^{ぶんじょかん}の3つのアーカイブ

ズ機関があるが、このうち市町村も含め広範に活動を展開してきた県立文書館を取り上げる。

広島県立図書館に併設された県立文書館には、小さな企画展示室と閲覧室があり、研修・会議室では時折、専門職員による古文書解説講座などの催しが開かれている。階下から望むことのできる閲覧室の窓には、一面に「歴史資料は未来へ残す私たちの財産です」とプリンターで一文字ずつ打ち出したとおぼしき貼り紙がある^{注4}。

同館は、1968（昭和43）年から16年かけて1984（昭和59）年に事業を完了した『広島県史』⁹⁾の編纂資料を引き継ぐ形で、1988（昭和63）年に開館した。この開館に先立つ1965（昭和40）年に広島大学教授を代表とする「広島県立文書館設立期成会」が組織され、文書館の設立と官公庁の廃棄文書の選別保存を求めて関係各方面への働きかけを始め、翌1966（昭和41）年より広島県廃棄行政文書の選別収集が行われるようになった。

業務内容は、行政文書及び古文書などの文書等の①収集、整理及び保存、②利用相談、閲覧サービス、③調査研究、④展示、講演会、古文書解説講座の開催などの専門的な知識の普及啓発などである。

人員は、2017（平成29）年4月1日現在、館長を含む12名（常勤職員5名、嘱託員7名）であり、このうち庶務以外の業務を研究職4名、嘱託員5名で担当している。このほか、県内における歴史的資料の所在、保存状況などを把握するため、業務を委嘱された12名の文書調査員が活動している。表からは見えにくいだが、文書館の中心は専門性のある人材と、そのバックヤードにある。同館には、中間書庫に加え、第1～第5書庫^{注5}に総延長10,196mの書架が並び、マイクロ保管庫のほか、マイクロ撮影室や製本補修室が備えられている。表1は、同館の収蔵資料である。

表1

種類	内容	現有資料数
行政文書	保存年限が満了した県の行政文書の中から、将来、歴史資料として価値があるものとして選別したもの及び長期保存文書のうち移管を受けたもの	約60,000冊
行政資料	県・国・市町村が刊行する各種行政刊行物（外郭団体や民間団体の刊行物を含む）	約107,000冊
古文書	県内の旧家や団体、企業、収集家などから文書館に寄贈・寄託されたもの	約260,000点
複製資料	古文書を撮影したマイクロフィルムとそれを焼付けたもの	約236万コマ・約40,000冊
図書	都道府県史、市町村史、郷土に関する図書	約23,000冊

・2018（平成30）年3月31日現在
 ・『広島県立文書館事業年報 第29号』掲載表より、同館ホームページなどを参照し、筆者が加筆修正。

行政文書は、完結年度で1884（明治17）年度以降のものを所蔵している。資料の収集も継続して行っており、2018（平成30）年度には、県立学校や警察本部を含む1,124冊の行政文書の選別収集、1,060冊の行政資料の収集を行い、7,534点の古文書の寄贈・寄託を受けた。なお、同年度は長期保存文書の移管はなかったが、2012（平成24）年の広島県文書等管理規則の改正にともない、完結後30年が経過したものについては、原則文書館長に引き渡すよう努めるものと規定されている。原爆関係資料についても、広島県史編纂時の資料を中心に、戦後の原爆に関する様々な行政課題に関する行政文書や個人・団体からの寄贈・寄託文書などを所蔵している。これらの資料は、原本所蔵者の公開への許諾処理などを行い、整理が済んだものから、資料目録などを通じて、順次公開されている。なお、保存管理に関しては、カビや虫害を含む劣化から文書を守るために、受け入れ時の燻蒸を始め、専門的知識に基づいた保存処置と書庫の環境管理が行われている¹⁰⁾。

広島県では、2018年7月の西日本豪雨により、県内各地に浸水や土砂崩れなどの被害が発生し、

多くの公文書や地域資料が被災した。この際、県立文書館は、県内の文書の被災状況の把握に努めるとともに、被災者には「捨てないで！大切な地域の文書・記録」と呼びかけ、水や泥の被害を受けた紙資料や写真などの取り扱いについて相談を受け付け、被災した小学校、公民館、神社などからコンテナ約100箱分の文書をレスキューするなどの資料の保全活動を行った。各地からの支援を受け、ボランティアとも協働しながら、災害時の文書保全活動の拠点として、役割を果たしている。

もちろん、広島県立文書館も、今後予想される書庫の不足やベテラン専門職員の退職、高齢化に伴う人材不足などの問題を抱えている¹¹⁾。しかしながら、地域に根付いたアーカイブズ機関があることで、多くの歴史資料が残り、現在及び未来の地域住民の知的資源として活用する道が開かれてきた。観光客が訪れることは少ないが、地方公共団体のアーカイブズ機関は、地域住民の財産である歴史資料を未来に残すために、欠かせない場所である。

3. 長崎における歴史資料の現状

広島県内にある3つのアーカイブズ機関の一つである広島県立文書館では、2019（令和元）年現在、開館から30年以上を経過し、専門職員の高齢化が課題となっている。翻って、長崎の現状はどうだろうか。

3.1 散逸する長崎の歴史資料

2019年現在、長崎には県・市・大学ともに公文書館や文書館などの文書類を中心に所蔵するアーカイブズ機関は存在しない。長崎歴史文化博物館、長崎県立図書館、長崎原爆資料館などが、分散して限られたアーカイブ機能を担っている。

まず、公文書を中心に見ることとする。明治・大正期の一部の資料については、長崎県立図書館旧蔵の長崎県などの行政文書を長崎歴史文化博物館が引継ぎ、保存・公開を行っている。問題となるのは、昭和期以降の資料である。不幸にして、長崎県

庁は原子爆弾の投下により全焼し、長崎市役所は類焼を免れたものの、1958（昭和33）年に火災に遭い、建て替えられた。しかし、少なくとも同年以降の文書は残存しているはずである。

広島においても占領期を含む戦後初期の公文書は、当時の地方行政関係者の遺族などが個人的に保管している場合も見られるが、前述のように、広島県庁の廃棄行政文書の選別収集は、1966（昭和41）年から始まり、それらの文書は整理後に順次公開されている。長崎県も2000（平成12）年より、保存期間が満了した文書のうち歴史的、文化的価値を有すると認められた「歴史的文書」の収集・保存を開始し、大村市への長崎県立図書館の移転にともない2021（令和3）年以降に開館予定の郷土資料センターに、これらの文書を保存・公開する公文書コーナーの設置を検討している¹²⁾。しかしながら、2019年現在、公文書の管理を担うアーカイブズ機関はなく、系統的な選別と移管をともなう収集・保存・整理・公開という一連の管理サイクルは十分に構築されていない。資料目録もなく、一般市民には、非常に利用しにくい状態となっている。2017（平成29）年10月1日現在の総務省による公文書管理条例等の制定状況調査結果によれば、長崎県は、全国47都道府県のうち公文書館未設置の14県の一つに該当し、今後の公文書館の設置予定について、唯一不要と回答している¹³⁾。公文書館を設置する他県と比較して依然、体制は不十分であり、必要性の認識も低いことが伺える。

次に地域資料の現状を見ることとする。広島では、自治体史編纂の過程で収集した資料類の体系的な保存・活用を視野に、1977（昭和52）年に広島市公文書館^{註6}が、1988（昭和63）年に広島県立文書館が開館している。前述のように、長崎県・市は多くの自治体史を編纂し、公文書に加え、多くの地域資料を収集してきた。しかしながら、『新長崎市史』の編纂委員会委員を務めた木永勝也によれば、1959（昭和34）年に編纂された『長崎市制

六十五年史』¹⁴⁾の記述で参照されていた1945（昭和20）年度の市政の事務報告書などは見つからず、『新長崎市史』の編纂過程で集積された資料の保全、継承も適切に行われなかったという¹⁵⁾。これらの資料の保管場所は不明確で、整理・公開体制も不十分である。近現代の地域資料は、長崎歴史文化博物館、長崎県立図書館に一部所蔵され、原爆被害関連資料は長崎原爆資料館にも所蔵されているものの、同館の整理・公開機能は限られている。なお、新しく設置予定の長崎県立図書館郷土資料センターに置かれる資料は、旧県立図書館郷土課が所管する範囲を基本とするということであり¹⁶⁾、今後は、他一般図書などの関連資料とは分断された状態で利用に供されることになる。

長崎における歴史資料の現状を概観したが、適切なアーカイブズ機関がないために、資料の収集・保存・整理・公開について、いずれも十分な活動が行われていない状況が見て取れる。特に、昭和期以降の歴史資料の管理については、1960年代半ばの広島県による廃棄行政文書の選別収集の開始以降、アーカイブズ機関を次々と設立してきた広島の取り組みに水をあけられつつある。戦争体験者らの高齢化にともない、市政の人々が所蔵してきた地域資料の収集・保存が課題となる中で、公的機関のアーカイブ機能が脆弱なために、これらの資料は後世に引き継がれることなく、散逸している。

3.2 アーカイブズ機関が作られなかった理由

山口響は、人口8万人の熊本県天草市が運営する天草アーカイブズを引き合いに「長崎県・市よりもはるかに財政規模の小さい自治体の中でも公文書館を設置しているところがあるから、予算不足は言い訳にならない」¹⁷⁾と指摘している。確かに、広島と長崎では、県・市ともに人口及び予算規模が異なるが、現在の長崎におけるアーカイブズの窮状は、財政的な問題のみでは、説明しきれない。この背景には、長崎県・市・大学などの諸機関のみならず、地域住民の歴史資料に関する認識の問題

があると考えられる。

長崎において公文書館、文書館に類するアーカイブズ機関の必要性が認識されなかった要因には、長崎における地域史をめぐる問題がある。その一つは、歴史を専門とする研究者の層の薄さである。長崎には、近年に至るまで、地域の学知の拠点たりうる長崎大学に、歴史学を始めとする人文・社会科学系の学部がなかった。このことは、大学に籍を置く研究者だけでなく、地域住民を含め、資料に関わる学問的トレーニングを受けた集団のすそ野を狭めることにつながった。

自治体史の編纂は先史・古代から現代までまたがるが、近世に作成された村や町の文書の多くは、公的組織に引き継がれることなく、そのまま共同体や個人の家に残された¹⁸⁾。公文書が作成されるのは明治期以降であり、公文書を基礎資料の一つとして研究を進めるのは、近現代史を専門とする研究者である。その数が少ないことは、大学はもとより、県・市それぞれの歴史に関わる事業において、資料を適切に管理すべきという観点から専門的な助言を行い、あるいは主体的に判断する人材に限られていたということの意味する。広島県立文書館は自治体史の編纂資料を引き継ぐ形で開館したが、設立にあたっては「芸備地方史研究会」や「広島県郷土史団体連絡協議会」などの関係団体が設立運動を行い、運動と連動する形で開館に至っている。この時、運動の核となったのは、歴史学の研究者だった。長崎には、専門的見地から資料管理の重要性を訴える人材が少なかったのである。

他方、長崎においては郷土史を源流とする「長崎学」が盛んである。長崎歴史文化博物館内には、長崎市長崎学研究所がおかれ、県内外の資料調査や紀要の発行、研究発表会の開催を行っている。その活動は幅広く、同研究所を拠点に大学、博物館、郷土史研究団体、長崎県などからなるネットワークを構築するほか、長崎学の後継者を育成するため、市内の小学校を対象に「長崎学児童研究

コンクール」を開催している。同研究所による長崎学の定義は、「長崎を中心に発展してきた長崎地域を出発点とする、長崎の歴史や文化に関する学問・研究」¹⁹⁾である。時期的には、中世、近世を中心に明治期までが関心の対象として扱われ、原爆被害を含む昭和期以降が取り上げられることはない。

2019（平成31）年度の施政方針²⁰⁾で「被爆の実相を継承し、世界に向けて平和を発信していくことは、長崎のまちの使命です」と述べるように、長崎市は「被爆の実相の継承を使命」として、様々な取り組みを行ってきた。しかしながら、同施政方針においては「核兵器のない世界の実現」に向けた取り組みの推進に重きが置かれ、原爆被害関連資料の保存・活用については、被爆遺構が言及されているのみである。2012（平成24）年には、長崎大学核兵器廃絶研究センターが誕生したが、「学問的調査・分析を通して核兵器廃絶に向けた情報や提言をさまざまな角度から世界に発信する」²¹⁾ことが目的であり、国際関係論を基礎とする核兵器廃絶に主眼が置かれている。同年、長崎県・長崎市・長崎大学の三者が一体となって核兵器廃絶長崎連絡協議会を設置しており、こちらも核軍縮・不拡散問題に関する国際会議に学生を派遣する人材育成プロジェクトなどを中心に事業を展開している。これらは、前述の施政方針で言う「世界に向けた平和の発信」に該当するものである。

原爆被害に関わる自治体史としては、1950年代以降、長崎市により『長崎市制六十五年史』や『広島・長崎の原爆災害』²²⁾、『長崎原爆戦災誌』などの編纂が行われているが、アーカイブズ機関が十分に整備されない中で、収集した資料のその後の保存・整理・利用には、十分な関心が払われなかった。原爆被害に関わる資料は、長崎県立図書館、長崎原爆資料館、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館、長崎大学原爆後障害医療研究所などが分散して所蔵しているものの、被爆者運動や復興などの戦後史も含めたアーカイブ機能は弱い。なお、郷

土資料センターの設置に関する新県立図書館整備基本方針をめぐっては、長崎市長・長崎市議会議長と長崎県教育長によるやりとりがなされており、長崎学研究の拠点という観点から、長崎歴史文化博物館との連携や置かれる郷土資料の範囲などが確認されているが、原爆被害や戦後史に関する資料への言及はない²³⁾。

これまでの長崎市・県などの原爆被害に関わる取り組みは、被爆者援護や「平和の発信と世界への貢献」を中心としたもので、「被爆の実相の継承」も原爆資料館の展示や平和学習、被爆遺構の保存・活用などを軸に行われてきた。長崎市は、2015（平成27）年3月に長崎市の歴史文化に関する総合的な方針や方向性を示すマスタープランとして「長崎市歴史文化基本構想」を取りまとめているが、同構想は長崎学をベースに文化財を中心とする歴史文化遺産の保存・継承・活用を目指すものであり、特に今後調査・研究が求められる分野として原爆遺跡が挙げられているものの、アーカイブズの充実や整備の必要性に関する記述はない。郷土史を源流とする「長崎学」と「平和の発信」の狭間で、原爆被害に関する歴史資料の収集・保存・整理・公開をめぐる問題が意識されることはなかったのである。

4. おわりに～公文書館設立への提言～

情報公開法によって、現用文書については、県・市ともに情報公開条例が制定され、情報公開を請求できるようになったが、過去の公文書の管理には、依然として進捗が見られない。「現在及び将来の地域住民に説明する責務」は、現用文書のみならず、過去の文書の公開がなされなければ、果たしえないものである。それは、民主主義の根幹が、地方行政の現場で危機にさらされているということでもある。ただ現行の博物館や図書館のアーカイブ機能を強化すればよい、というものではない。公文書管理条例に基づき、公文書の選別収集、移管を規定し、公文書の収集・保存・整理・公開とい

う一連の管理サイクルを構築したうえで、地域資料の収集を行う、公文書館に類するアーカイブズ機関が必要である。

公文書管理は、長崎という地域特有の問題ではなく、全国的な問題でもある。安藤正人らは、情報公開と公文書管理の問題について歴史家が十分に語ってこなかった原因として、本来、文書館で保存され公開利用に供せられるべき資料が、個人によって所蔵されている事例が多く、そのような資料を探すことが、研究者の重要な仕事であるように見なされる傾向があったとし、資料を文書館に移し保存公開するための努力は必ずしも十分ではなかったと指摘している²⁴⁾。長崎の近現代の歴史資料へのアクセスは、困難を極める。安藤らも指摘するように、歴史に携わる研究者が、地道な探索や所蔵者との信頼関係の構築によって資料発掘を行うことも大切であるが、その資料を閲覧して研究に用いるのみでなく、保存公開への道筋を開く努力をすることも重要である。従来、長崎学と原爆被害をめぐる研究は交わることなく展開してきたが、アーカイブズは、双方の学問共通の足場となるものである。歴史資料の管理をめぐる問題意識を共有し、地域史という一つの枠組みの中で協働していく必要があるのではないだろうか。研究者のみならず、地方行政関係者やジャーナリストなども含めた歴史資料に関する懸念を共有する地域住民のネットワークの構築が求められる。

原爆投下から75年を迎えようとする今、戦後の復興や被爆者運動などの戦後の長崎の歩みを支えてきた方々が次々と亡くなっている。アーカイブズ機関の整備されていない長崎で、彼らが残してきた資料は、散逸の危機にさらされている。歴史資料は、まさに今、足元で失われつつある。

書籍などの出版物とは異なり、公文書や日記などの地域資料は全て一点ものであり、その資料が消えれば、資料にまつわる歴史もこの世から失われてしまう。しかしながら紙は、適切に保存・管理を行うことができれば、半永久的に残る資料でも

ある。核兵器廃絶は核兵器保有国の同意がなければ達成しえないが、資料の保存は、一自治体の判断で可能である。ぜひ、足元の歴史資料を保存することによって「被爆の実相の継承」をしてほしい。長崎に公文書館の設立を望む。

注

1. アーカイブズには、古文書・記録文書類などの歴史資料及びその資料を保存し、閲覧利用できる建物という二つの意味がある。本稿では、後者を表す場合に建物のみならず組織という意味も含意し、「アーカイブズ機関」という語を使用する。
2. 行政文書、法人文書、特定歴史公文書等を指す。
3. 特に記載がない場合は、『広島県立文書館事業年報 第29号（平成29年度分）』（広島県立文書館，2018年7月）及び広島県の県立文書館ホームページ（<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/164/>，2019年5月7日閲覧）を参考としている。
4. リーフレットや年報などには、「歴史資料は過去・現在・未来をつなぐ 私たちの財産です」と記載されている。
5. このほか、旧消毒室を書架として使用している。
6. 設立には、戦後合併した町村の公文書の散逸を防ぐ目的もある。／広島市。広島市ホームページ「広島市公文書館の概要」<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1443164311492/index.html>（2019年5月12日閲覧）。

参考文献

- 1) 長崎市。長崎市ホームページ「平成31年度施政方針」<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/710000/712000/p032455.html>，2019年2月21日（2019年5月2日閲覧）。
- 2) 長崎県。『平成31年度長崎県重点戦略』：9，2

019年3月。

- 3) 田上富久。「序」長崎市経済局文化観光部文化財課『長崎市歴史文化基本構想』，長崎市，2015年3月。
- 4) 青木祐一。「地方自治体における公文書管理とアーカイブズ」安藤正人・久保亨・吉田裕編『歴史学が問う 公文書の管理と情報公開——特定秘密保護法下の課題』：226-7，大月書店，2015。
- 5) 長崎市役所。『長崎市史』全8巻，1923～38。
- 6) 長崎県史編集委員会。『長崎県史』全8巻，吉川弘文館，1963～86。
- 7) 長崎市史編さん委員会。『新長崎市史』1～4巻，長崎市，2012～4。
- 8) 長崎市役所。『長崎原爆戦災誌』1～5巻，長崎国際文化会館，1977～83。なお、第1巻総説編については、2006（平成18）年に改訂版が発行されている。
- 9) 広島県。『広島県史』全27巻，1972～84。
- 10) 下向井祐子。「広島県立文書館における古文書の保存管理——その歩みと課題」『広島県立文書館紀要』第10号：46-87，広島県立文書館，2009。
- 11) 広島県立文書館。県立文書館ホームページ「広島県立文書館 中期業務運営方針（平成30～34年度）」https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/keikakukitei/h30unei housin.pdf，広島県，2018年4月（2019年5月7日閲覧）。
- 12) 長崎県教育委員会・大村市教育委員会。「『県立・大村市立一体型図書館及び郷土資料センター』（仮称）整備基本計画」，2014年7月。
- 13) 木永勝也。「県、長崎市に公文書館必要——歴史資料保存の取り組みを」『長崎新聞』，2018年12月30日／総務省自治行政局経営支援室。総務省ホームページ「公文書管理条例等の制定状況調査結果」http://www.soumu.go.jp/main_content/000542521.pdf，総務省，2018年3月（2019年5月10日閲覧）。

- 14) 長崎市役所総務部調査統計課. 『長崎市制六十五年史』前中後編, 1956~9.
- 15) 木永勝也. 「県、長崎市に公文書館必要——歴史資料保存の取り組みを」『長崎新聞』, 2018年12月30日.
- 16) 長崎県教育長 渡辺敏則. 長崎市ホームページ「新県立図書館整備基本方針に対する質問等について(回答)」http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/732000/p006947_d/fil/kaitouH25_5_27.pdf, 2013年5月27日(2019年5月15日閲覧).
- 17) 山口響. 「長崎にも公文書館を——公文書管理と民主主義」『長崎新聞』, 2018年5月28日.
- 18) 青木祐一. 「地方自治体における公文書管理とアーカイブズ」安藤正人・久保亨・吉田裕編『歴史学が問う 公文書の管理と情報公開——特定秘密保護法下の課題』: 221, 大月書店, 2015.
- 19) 長崎市. 長崎市ホームページ「文化観光部 長崎学研究所」<http://www.city.nagasaki.lg.jp/soshiki/129/190300250/index.html> (2019年5月13日閲覧).
- 20) 長崎市. 長崎市ホームページ「平成31年度施政方針」<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/710000/712000/p032455.html>, 2019年2月21日(2019年5月2日閲覧).
- 21) 長崎大学核兵器廃絶研究センター. 長崎大学核兵器廃絶研究センターホームページ「RECNA とは」<http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/about> (2019年5月14日閲覧).
- 22) 広島市／長崎市原爆災害誌編集委員会. 『広島・長崎の原爆災害』, 岩波書店, 1979.
- 23) 長崎市. 長崎市ホームページ「長崎市の県立図書館再整備に関する要望経過」<http://www.city.nagasaki.lg.jp/syokai/730000/732000/p006947.html>, 2013年3月1日(2019年5月15日閲覧).
- 24) 安藤正人・久保亨・吉田裕. 「総論」安藤正人・久保亨・吉田裕編『歴史学が問う 公文

書の管理と情報公開——特定秘密保護法下の課題』: 12-3, 大月書店, 2015.